

意見書

平成21年6月25日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

380-0838

ながのけん ながのしあがたまち
長野県長野市県町451

株式会社 電算

代表取締役社長 くろさか のりやす
黒坂 則恭

連絡先

Tel.

Fax.

メールアドレス

平成21年5月26日付け情郵審第3013号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

<要旨>

現在のブロードバンド接続環境普及率、利用者と事業者との契約関係、及び利用者が通信プロトコルを意識せずに利用している状況などを鑑みると、現行の仕組みと同等なトンネル方式を基本方式として、総合的に簡素な構成でのサービス提供が必要です。

トンネル方式において申請内容では新規アダプタの追加があるものの、新たに必要となる機能は限定的であり既存 HGW に統合することも可能であると考えられ、現行の IPv4 インターネット接続環境と統合することで利用者は違いを意識することなく継続したインターネット接続サービス利用が可能になると考えます。

ネイティブ方式では、申請内容にインターネット接続利用に直接必要の無い網内折返し機能や、技術仕様には既に決定している国際的な運用基準に適合しない内容が含まれており、認可前の問題解決が必要であると考えます。

<総論>

現行のサービス形態とは異なり、トンネル方式とネイティブ方式という 2 つの方式が混在することでインターネット接続利用者の選択肢が広がることは望ましいことと感じられますが、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、NTT 東西）が事実上 1 社で複数の方式を提供することでインターネット接続利用者が混乱を招く恐れがあります。

また 1 台のコンピュータが、現行の IPv4 環境におけるインターネット接続との混在接続を実施した場合などでは、インターネット接続利用者がどちらのインターネットプロトコルを使用しているのか、どこの接続事業者に相談して良いのか判断できない状況に陥ることも容易に想像できることから、現行の仕組みと同等なトンネル方式を基本方式とするべきです。

<各論>

1. トンネル方式について

トンネル方式は、現行 IPv4 環境と基本的に同等な仕組みであり、NTT 東西と相互接続する事業者及びインターネット接続利用者の混乱を防ぐためにも基本的に維持すべき方式と考えます。

しかし IPv6 環境で利用するためには、NTT 東西の NGN サービスとの共存のみのために専用の追加アダプタが必要で、機能的には「IPv6 用 NAT 機能」のみが示されている状況であることから、単一の追加機能のみが製品として提供されることはインターネット接続利用者の費用負担を軽減するために避けるべきです。

また、インターネット接続利用者全体に占める高齢者などの割合が増える中で、必要とされる機器や配線の増加対策も考慮する必要があり、ネイティブ方式同様に現行の HGW に機能集約することが必要と考えます。

尚、ネイティブ方式で光電話等の NGN サービスを維持するために接続事業者数が制限されている事を鑑みれば、同様な考えで NGN サービスを維持するために専用の追加アダプタに関連する費用を NTT 東西が負担すべきであると考えます。

2. ネイティブ方式について

ネイティブ方式は、IPv6 アドレスの使い分けが不要であったり、インターネット接続利用の為に追加アダプタが必要無いなど、一見して実現のための障壁が無いように思われますが、事業者間の費用分担に関しては今後の検討課題とされている状況であり明確に表現されていない状況であることから、インターネット接続利用者への負担が大きくなることも考えられる状況です。

また、今回の申請が提出された後の 2009 年 6 月 2 日(火)に NTT 東西から一般公開された技術資料によれば、ネイティブ方式の接続事業者は IPv6 アドレスブロックを「/23」という広大な領域を確保し NTT 東西へそれぞれ預けることが必要となっている。

これは、現行 NTT 東西のサービスにおいて利用者に払い出している「/48 単位」で考えた場合に約 3 千万利用者分のアドレスブロックとなり、NTT 東西が既に使用している IPv6 アドレスブロックと合わせた場合に東西エリア合計で 2 億 4 千万利用者分の IPv6 アドレスが一つのサービスで一度に消費されることになり、国際的な批判は免れないと思われます。

よって、日本国内のインターネット利用者数を大幅に上回ることが無い仕様に改めるべきです。

この他、同技術資料には相互接続拠点（以下、POI）の分散が必要となった場合に、接続事業者は全ての POI への接続が義務付けられており、広域サービスを前提としたネイティブ方式であるにもかかわらず接続事業者自身に回線負担を強いる状況に問題があります。

3. ネイティブ接続機能の網改造料について

ネイティブ接続機能の網改造料説明にて、「ネイティブ接続機能は、NTT 東西が、網内折返し機能として利用し閉域網内サービスを提供することが可能である」とされ、このサービスによる費用分担を申し出ているが、現時点ではサービス提供の可能性が不透明であり費用分担の考えに含めるべきではない。

NTT 東西が架空のサービスにて費用分担を宣言することで不当にネイティブ方式の費用的な優位性を高めていると判断できる。

また、この閉域網内サービスは個別に活用業務認可申請が必要であると考えられるため、本申請に含まれていることそのものが問題である。

4. 利用者保護と、効率的なネットワーク活用について

トンネル方式とネイティブ方式のどちらを利用しても、現行の IPv4 インターネット接続と新たな IPv6 インターネット接続は個別の契約となる可能性が高く、インターネット利用者のほぼ全数が通信プロトコルを意識せずにインターネットを利用していることと合わせて考えた場合、利用者からサービス提供者の判断ができなくなることから、いずれの方式においても 1 つの接続回線に対して 1 つのサービス提供事業者となる配慮がなされていません。

こうした利用者への配慮を考えた場合には NTT 東西の設備も単純化される可能性があり、これに伴った費用負担も減少にも繋がることから、利用者の利便性と経済性を考慮した現行サービスとの統合サービス形態となる必要があると考えます。